

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、市場のニーズを捉えた安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献等の企業責任を果たす観点から、経営の透明性と経営チェック機能の充実、法令遵守と企業倫理の向上を重要課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの採用について、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、必要と判断した場合には採用を検討してまいります。株主総会招集通知の英訳についても、外国人株主比率等を勘案しながら、必要と判断した場合には検討してまいります。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示】

当社は、多様性の確保の重要性を認識しており、女性管理職を積極的に登用するよう、社内環境の整備等に取組んでおります。具体的には、2021年10月現在で女性管理職比率10%を達成し、2024年3月まで継続して10%以上の維持を目指しております。また、子育て支援にも積極的に取組んでおり、子育てサポート企業として「くるみんマーク」の認証を取得しております。

一方で、外国人社員や中途採用者に関しましては、現時点で中核人材の登用等に向けた具体的な目標値等を設定しておりませんが、今後多様性の確保において必要と判断した場合には検討してまいります。

【補充原則3 - 1 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社の外国人株主比率は0.4%(2021年3月現在)であり、現時点では招集通知の英訳等は実施しておりませんが、外国人株主比率等を踏まえて必要と判断した場合には検討してまいります。

【補充原則3 - 1 自社のサステナビリティについての取組みに関する開示】

当社のサステナビリティについての取組みの適切な開示につきましては、当社としても更なる検討を進めてまいります。

<サステナビリティについての取組み>

当社は、食品産業の分野において広く社会に貢献し、企業価値の向上に努め、持続と繁栄を図ることにより株主をはじめとするステークホルダーの期待に応えることを経営の基本方針としております。当社グループでは、そのような経営の基本方針に沿って、安全・安心かつ安定的な商品の供給体制やコンプライアンス体制の強化を図るとともに、お客様のニーズを捉えた新商品の研究開発に努め、更に環境対策や経営の効率化を推進するため以下の基本戦略に基づいて実行しております。

(基本戦略)

技術力の強化により高度な品質を実現し、商品力の強化を図ります。

品質管理体制を強化します。

商品の安定供給のために、原材料の安定確保及び製造体制の維持・強化を図ります。

株主利益の増大と財務体質の強化を図ります。

事業構造の最適化を推進します。

<人的資本、知的財産への投資等>

当社グループの企業価値の源泉である人的資本については、グループの連結従業員で1,465名(2021年3月現在)となっており、人的資本の充実に向けて、多様性、スキル、若手登用、採用活動の強化や研修活動等を通じた技術ノウハウの強化等を実施しております。また、知的財産に関しては、品質管理体制強化に関する投資や研究開発投資に加え、IT投資も積極的に行っております。

研究開発投資について、安全・安心な食生活への貢献を目指し、お客様の満足度を最優先にして「製品」を開発することを目的に、2021年3月期においては、「高付加価値化のための製造技術開発」「安全性・信頼性確保のための技術開発」「山形県産資源を利用した研究開発」をテーマとした投資を行っております。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与等】

当社取締役会は、後継者計画の策定及び運用に関して、取締役会が積極的に関与すべき重要な課題と認識しております。現時点では具体的な計画を定めておりませんが、今後、後継者計画を策定及び運用する場合には、取締役会の積極的な関与、適切に監督する仕組みを検討してまいります。

【補充原則4 - 2 客観性・透明性ある手続による報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定等】

当社取締役会は、取締役の報酬について株主総会で決議された報酬限度額以内で、各々の役位や職責等に応じた経営能力、貢献度等を考慮し個人別の報酬額を決定しております。株式報酬制度は導入しておりませんが、今後、必要に応じて適切な制度設計を検討してまいります。

【補充原則4 - 2 取締役会による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定等】

当社は、食品産業の分野において広く社会に貢献し、企業価値の向上に努め、持続と繁栄を図ることにより株主をはじめとするステークホルダーの期待に応えることを経営の基本方針としております。そして、その方針に基づいて、消費者が快適な食生活を実現するための食材を提供することが、当社及び当社グループの役割であると考えております。当社取締役会は、中期経営計画策定に際して、人的資本・知的財産・事業分野に関する戦略の議論を行う等の実効的な監督を行っており、今後、当社のサステナビリティを巡る取組みについても基本的な方針を策定すること

の検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 3 客観性・適時性・透明性ある手続によるCEOの選任】

CEOの選解任は、取締役会における最も重要な戦略的意思決定であると認識しております。現時点では具体的な手続等を定めておりませんが、取締役会において十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOの選解任を決定しております。引き続き、当社の業務内容や規模・特性等を踏まえつつ、より客観性・適時性・透明性を高める観点から必要な手続を検討してまいります。

【補充原則4 - 3 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立】

補充原則4 - 3 に合わせて記載しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現時点で独立社外取締役を1名選任しておりますが、少なくとも2名の選任を速やかに進めてまいります。独立社外取締役の2名以上の選任につきましては、今後の課題として引き続き対応を検討してまいります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、当社との間に過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性が認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として選任しております。当社における具体的な独立性基準の策定・開示については今後検討してまいります。

【補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置等】

当社は、独立社外取締役を選任しており、社外監査役2名と合わせて3名の社外役員が、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。また報酬に関しては、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定しております。指名委員会につきましては、今後もCEOの選解任手続のあり方と合わせて、取締役会の機能強化の観点から必要性を検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、食品分野の製造・販売・管理の各事業分野に精通した業務執行取締役と、高い専門的な知識や豊富な経験を有する公認会計士・税理士である独立社外取締役で構成されておりますが、取締役会全体のバランス、多様性と適正規模の両立等に関しては、今後もより良い体制への検討を進めてまいります。

当社の社外監査役は2名で弁護士と行政経験者で構成されております。うち1名は独立社外監査役であります。また、常勤監査役は、当社の経営企画部長等を経験しており、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

当社は、取締役会の運営及び取締役会における検討すべき議題内容等について、独立社外取締役からの意見や助言を得て適宜見直しを行っており、実効性が確保されていると考えております。

【補充原則4 - 11 取締役会にて必要なスキルの特定等、選任に関する方針・手続の開示】

当社の取締役の構成人員は、現在16名(うち、独立社外取締役1名)であります。取締役の選任に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各部門をカバーできるバランスの確保のため、食品分野の製造・販売・管理の各事業分野に精通した人材を適材適所の観点より、総合的に検討を実施しております。また、独立社外取締役の選任に関しては、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で貢献ができる人物を選任しております。スキル・マトリックスの開示及び他社での経営経験を有する独立社外取締役の選任に関しましては、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示】

当社は、取締役会の運営及び取締役会で検討すべき議題内容等について、独立社外取締役からの意見や助言を得て適宜見直しを行う等の実効性が確保されていると考えておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価、その結果の概要の開示につきましては、今後も必要な検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

当社は、取締役・監査役による経営管理・監査機能が十分に発揮されるよう、適宜、役員研修を実施しております。直近の研修は、SDGs及びコーポレートガバナンスをテーマとしておりますが、更なる充実に向けたトレーニング方針の策定については、今後検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、以下の基本方針に基づき2022年3月期を初年度とした中期計画を策定しており、2024年3月期に連結経常利益20億円の達成とその継続を目標に掲げております。なお、資本効率に関する目標の設定や中期経営計画の公表等の情報の開示の充実については、今後の検討課題と考えております。

(基本戦略)

技術力の強化により高度な品質を実現し、商品力の強化を図ります。

品質管理体制を強化します。

商品の安定供給のために、原材料の安定確保及び製造体制の維持・強化を図ります。

株主利益の増大と財務体質の強化を図ります。

事業構造の最適化を推進します。

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況についての説明】

当社グループの事業は、食品の製造販売並びにこれら付帯事業の単一事業セグメントであり、現時点では事業ポートフォリオの基本方針等は策定しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、取引先企業等との関係維持・強化・発展等、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される株式について政策的に保有しており、戦略的に継続して保有する意義が希薄と判断される株式については縮減を進めていくことを基本方針としております。

保有の合理性については、継続的に保有先企業との取引状況並びに保有先の経営状況をモニタリングするとともに、株価・時価総額の推移、受取配当金、当社の資本コスト等、保有に伴う便益・リスク等を指標に検証することとしております。

当社取締役会では、四半期ごとに保有する銘柄の株価・時価状況、経営状況等を確認するとともに、上記の検証方法により、原則として年1回、保有の適否を判断することとしております。政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の企業価値の向上や株主共同の利益等の観点から総合的に判断のうえ、適切に行使してまいります。

〔原則1 - 7 関連当事者間の取引〕

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引や利益相反取引について、取締役会での審議、決議を要することとしております。その決議は、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外したうえで行ってまいります。なお、関連当事者情報については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。加えて、当社役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合には、会社に不利益とならない体制を整えております。また、当社は、全役員に対し、毎年、関連当事者間の取引の有無を書面にて確認しております。

〔原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は、確定給付型企業年金制度（DB）及び確定拠出年金制度（DC）を採用し、企業年金の積立金の管理・運用は外部の資産管理運用機関等に委託しております。当社においては、資産運用の基本方針を策定するとともに、総務人事部及び経理部が連携し、運用機関に対して定期的に運用状況のモニタリングを実施しております。また、確定拠出年金制度（DC）における従業員の安定的な資産形成に向けて、教育内容の充実を進めており、入社時や昇格時等における定期的な研修を実施しております。

〔原則3 - 1 情報開示の充実〕

（ ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略は、当社ホームページ及び有価証券報告書において開示しております。経営計画は、取締役会において策定し、業績の進捗、将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行っております。変更が生じた際は、変更の背景や内容を、決算短信や株主総会等の機会を通じて株主に説明を行っておりますが、今後の開示の充実も更なる検討を進めてまいります。

（ ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社の有価証券報告書及び本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

（ ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、社是の実現及び安全・安心な食品を安定供給するという社会的な使命に則り、中長期的な視点で企業価値・株主価値の向上を目指しております。取締役の報酬等に関しては安定した業務執行を可能とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。この方針に基づき、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定することとしております。取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び退職慰労金により構成され、報酬委員会では、報酬額の水準、個人別の報酬等の算定方法について審議・決定を行い、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

（ ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、並びに各個人として人望があり、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選任・指名しております。監査役候補については、監査役にふさわしい人格・見識を有し、業務経験、財務・会計等の専門知識を持ち合わせていることに加えて、社外監査役は当社との独立性が確保されていること等を基準として指名しております。

上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決議しております。また、監査役候補については監査役会の同意を得ております。

（ ）取締役会が上記（ ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社取締役会は、上記（ ）を踏まえて、経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の内容を検討したうえで、選任・指名を決議しており、取締役候補・監査役候補個々の経歴については、株主総会招集通知に記載しております。

〔補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示〕

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督と監査を行っております。取締役会は16名（うち、独立社外取締役1名）で構成され、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要事項等の業務執行を監督する機関と位置付けております。

監査役会は監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成され、監査役は、取締役会、経営会議に出席するほか、各事業所を実査、立会、照合し、経営全体の監査を行い、監査役会に諮ったうえで、取締役会に監査結果を報告しております。なお、会計監査の適正を確保するため、会計監査人から監査役会、取締役会には法令に基づく会計監査の報告を受けております。

当社は、代表取締役及び各部門の業務管掌取締役による経営会議により業務を執行しております。経営会議は取締役10名で構成され、業務の効率的執行を図るため、取締役会の決定事項等について事前審議を行うとともに、経営の重要事項について審議しております。なお、経営会議のもとに販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会を置き、さらなる業務の効率的執行を図っております。

〔補充原則4 - 11 兼任状況の開示等〕

当社の社外取締役及び社外監査役における他会社役員との兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書を通じて、毎年開示を行っております。

〔原則5 - 1、補充原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、IR管掌取締役を選任し、総務人事部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、代表取締役社長が出席する会社説明会を開催しております。

（ ）当社は、IR管掌取締役として取締役総務人事部長を選任しております。

（ ）IR担当部署である総務人事部を中心として、経営企画室、経理部等が参加する管理分科会において定期的にミーティングを行い、また日常的に連携を取っております。

（ ）総務人事部において会社説明会を開催し、代表取締役社長及びIR管掌取締役等が説明を行っております。

（ ）IR活動にて把握された意見等については、各取締役等において共有しております。

（ ）インサイダー情報管理規程を定め、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日東ベスト取引先持株会	1,411,600	11.66

有限会社ウチダ・コーポレート	941,400	7.78
日東ベスト従業員持株会	667,200	5.51
農林中央金庫	605,010	5.00
株式会社山形銀行	600,000	4.95
株式会社ウチダ・ホールディングス	527,000	4.35
内田 淳	343,128	2.83
国分グループ本社株式会社	293,611	2.42
東洋製罐グループホールディングス株式会社	291,391	2.40
第一生命保険株式会社	230,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
黒沼憲	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒沼憲		税理士法人黒沼共同会計事務所の代表社員に就任しております。	黒沼憲氏は、公認会計士であり、会計・財務・法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有し、選任されております。同氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会									
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	3	1	0	0	0	社外取締役

補足説明

報酬委員会は役員報酬制度の検討および会社業績や取締役の職責、成果等を踏まえた個人別報酬額の算定方法の決定を行います。当該会議のメンバーは、代表取締役 大沼一彦、代表取締役 塚田莊一郎、取締役 小関徹、社外取締役 黒沼憲(委員長/議長)です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会社法に基づく独立監査人の監査報告書受領時に、会計監査人である太陽有限責任監査法人より会計監査の実施状況と成果について報告を受けるとともに、法令改訂や会計基準の変更及び業績の大きな変動等があれば、必要に応じて対応や処理について協議しております。

監査役と内部監査部門である内部監査室は、四半期ごとに報告会を開催し、監査の実施状況や課題点の確認を行う等連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村山永	弁護士													
小野クナ子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

村山永	村山永法律事務所の所長に就任しております。	村山永氏は、弁護士であり、法務の専門家として、企業経営における適法性、妥当性等の監視機能を期待して選任されております。同氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。
小野クナ子		小野クナ子氏は、これまで培ってきた県庁職員としての経験と識見を当社の監査体制の一層の強化へ活かすため、選任されております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

令和3年2月期において、会社法の改正に伴い「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決定しており、その中で業績連動報酬の導入についても決定したところです。しかしながら、当該方針の決定・導入が事業年度の途中であったことから、実際の運用については第84期(令和3年4月1日～)からとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

令和3年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりです。
 取締役報酬・・・161百万円(内、社外取締役に支払った報酬3百万円)
 監査役報酬・・・24百万円(内、社外監査役に支払った報酬4百万円)
 取締役及び監査役の支給額には、当事業年度中の役員退職慰労引当金の繰入額及び退職慰労金を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、社是の実現並びに安全・安心な食品を安定供給するという社会的な使命に則り、中長期的な視点で企業価値・株主価値の向上を目指しております。
 取締役の報酬等に関しては安定した業務執行を可能とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
 この方針に基づき、取締役会に社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に報酬等の算定方法を決定することとしております。
 取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である役員賞与及び退職慰労金により構成され、報酬委員会では、報酬額の水準、個人別の報酬等の算定方法について審議・決定を行い、取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会が代表取締役に一任し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制

資料及び情報については、取締役会事務局がサポートいたします。

また、中期経営計画並びに予算編成方針発表会等の重要会議に社外取締役も出席することで、情報の共有を図って参ります。

社外監査役のサポート体制

毎月定例で実施しております監査役会において、常勤監査役が監査状況の説明を行い協議しております。資料等は取締役会や監査役会で説明しながら配付しております。

また、中期経営計画並びに予算編成方針発表会等の重要会議に社外監査役も出席することで、情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要

・業務管理機能

当社は、取締役会及び監査役会により業務執行の監督と監査を行っております。

取締役会は16名(社外取締役1名)で構成され、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督する機関と位置付けております。

監査役会は監査役3名(社外監査役2名)で構成され、監査役は、取締役会、経営会議に出席するほか、各事業所を実査、立会、照合し、経営全体の監査を行い、監査役会にはかつたうえで、取締役会に監査結果を報告しております。

なお、会計監査の適正を確保するため、会計監査人から監査役会、取締役会が法令に基づく会計監査の報告を受けております。

・業務執行体制

当社は、代表取締役及び各部門の業務管掌取締役による経営会議により業務を執行しております。

経営会議は取締役10名で構成され、業務の効率的執行を図るため、取締役会の決定事項等について事前審議を行うとともに、経営の重要事項について審議しております。なお、経営会議のもとに販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会を置き、さらなる業務の効率的執行を図っております。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

・内部監査

社長直属の内部監査室(2名)を設置しており、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施しております。監査結果は直接社長に報告し、被監査部門に対して監査結果を踏まえて改善指示を行うことで、業務の適正な運営・社内規程との整合性を監査するとともに、業務の改善・効率化の推進に努めております。

また内部監査室は、財務報告に係る内部統制の評価を担当し、財務情報の透明性と正確性を確実にすべくモニタリングを実施しております。

内部監査室と監査役会は、双方の監査結果や入手情報等について適宜報告し、また内部監査室が四半期ごとに監査役会へ定例報告を行い、監査の実施状況や課題の相互確認を行う等の連携をとっております。

内部監査室と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の評価について、評価結果の共有や課題点等を協議する等の連携をとっております。

内部統制機能を所管する各部署は、監査役、内部監査室及び会計監査人に対し、内部統制に係る情報等を適宜報告しており、これらを踏まえたうえでの適正な監査が行われております。

・監査役監査

常勤監査役(1名)及び社外監査役(2名(うち1名が独立役員))で実施しております。

監査役会は15回開催され、各監査役はそのすべてに出席し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、審議事項の決議、協議を行いました。

監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、会計監査人等と意思疎通を図り、取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要会議にも出席し、取締役会及び取締役の意思決定・業務執行に関して、独立した立場からの監査の実施、及び、コーポレートガバナンスの視点での意見を表明しております。

常勤監査役は重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社、主要な事業所及び子会社の調査、内部統制システムの整備運用状況の調査、監査計画に則った日常の監査活動、社内の重要な情報の社外監査役への提供を行いました。

社外監査役は取締役会、監査役会等において、取締役会及び取締役の意思決定・業務執行に関して、それぞれの専門的な知見に基づいて意見を表明し、監査いたしました。

監査役会は、株主総会後の監査役会で監査方針と監査計画を策定し、以後、取締役会及び取締役の意思決定・業務執行状況についての法令違反の有無についての協議、内部統制システムの整備運用状況及びコンプライアンスに関する事項についての協議、会計監査人の再任・不再任・選任の決定、会計監査人の報酬の同意、監査報告書の作成、定時株主総会の付議議案内容の監査等を審議いたしました。

・会計監査

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間

令和2年7月1日以降

c 業務を執行した公認会計士の氏名

並木健治

島川行正

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行について、取締役会による監督と監査役会による監査の二重のチェック機能を有することから、監査役会設置会社の体制を選択しております。社外取締役及び社外監査役が定時取締役会並びに臨時取締役会に出席して、第三者的な観点から助言・意見することで経営の監視機能を強化しております。

また、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議を設置し業務執行にあたっております。さらに、経営の透明性・健全性を強化するため、監督・監査体制に加えて社外の有識者による企業倫理委員会を設置しております。

以上のように、経営の透明性を確保したうえで環境の変化に対応すべく、現状の体制で運営しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より早く発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、食に携わる企業として、法令遵守と企業倫理の向上を図るため企業行動規範を制定、全役員・全従業員への周知徹底に努めております。さらに、この推進体制を強化する観点から社外の有識者による企業倫理委員会を設置し、活動しております。また、社外にコンプライアンス目安箱を設置し、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止に努めております。</p> <p>企業行動規範は次の6項目を基本としております。</p> <p>規範1. 安全な食品を提供します。</p> <p>規範2. 顧客の満足と安心が得られるように最大限の努力をします。</p> <p>規範3. 法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます。</p> <p>規範4. 環境問題に積極的、自主的に取り組みます。</p> <p>規範5. 良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。</p> <p>規範6. 安全で働きやすい環境の確保に努めます。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、本社、寒河江工場、東北支店、大谷工場、本楯工場、山形配送センター、高松工場、東根工場、天童工場、神町工場、山形工場及び子会社の九州ベストフーズ株式会社、関西ベストフーズ株式会社でISO14001を認証取得しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、平成18年5月11日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、令和2年5月27日開催の取締役会において、一部の項目を改定いたしました。当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

また、社内業務全般にわたる諸規程を整備することで、従業員は、職務分掌規程・職務権限規程等により責任と権限を明確にしたうえで職務を遂行しており、その職務遂行状況を内部監査室が規程への準拠性・整合性の観点から監査しております。

金融商品取引法における内部統制報告制度については、社内規程を整備し、財務報告に係る内部統制を確立し財務報告の適正性を確保しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<体制>

・役員職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社グループ全体の企業行動規範を定め、それを全役員に周知徹底させる。

・当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役員に対する指導、啓発、研修等を行う。

・当社の企業行動が法的、社会的、道義的責任を全うするため社外の委員による企業倫理委員会を設置し、また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためコンプライアンス目安箱を設置する。

<運用状況の概要>

・毎週グループ速報でグループ企業行動規範の周知徹底を図っており、幹部会や全体会等の会議では、全出席者がコンプライアンス(法令遵守)の重要性を確認することとしております。

・コンプライアンス統括部門による監督の他、各事業部門において、管掌役員の主導のもと関係法令等の教育と周知徹底を行い、法令を逸脱しない意識の醸成、法令チェック体制の強化等を進めております。

・総務人事部が事務局となり、社外の有識者、弁護士、学識経験者からなる企業倫理委員会を開催しております。また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためのコンプライアンス目安箱を設置しており、通報について、通報者保護に努めるとともに、コンプライアンス担当役員が企業倫理委員及び監査役会の助言などをもとに適切に対応しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

<体制>

・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程等に従い適切に保存及び管理する。

<運用状況の概要>

・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、法令及び関係規程に従って適切に保存及び管理しております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<体制>

・リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

<運用状況の概要>

・法令やリスク管理の担当部署を明確にし、法令改正や事故等の新たな経営リスクの発生を監視するとともに、取締役会等でリスク等の影響と対応策の検討、必要に応じて、規程、業務の見直し等を行っております。

・当期(第83期)は、一般市販商品における原産国誤表示について、農林水産省より指導を受ける事案が発生いたしました。直ちに販売を休止のうえ全商品(2,752品)の表示の点検を実施し、必要な訂正を行った次第です。管理体制の見直しを含め、再発防止に向け商品表示を含む品質管理の強化を図っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<体制>

・中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。

・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。また、会長、社長等によって構成される経営会議において、取締役会の決定事項の事前審議や取締役会から権限を委譲された範囲内での経営の重要事項の審議を行う。

<運用状況の概要>

・中期計画「サクセス2020」の最終年度として計画達成に向けて取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による様々な企業環境への影響に伴い、計画の変更を余儀なくされました。次期においては、これらの環境変化への適応を含めた見直し、策定した新たな中期計画「Change and Reborn2025」に基づき、企業目標である社是の実現に向けて邁進してまいります。

・取締役会を15回開催し、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督しております。経営会議は23回開催し、業務の効率的執行を図ることに努めております。なお、経営会議のもとに販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会を置き、さらなる業務の効率的執行を図っております。

e. 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<体制>

・子会社の業務の適正を確保するための基本方針

当社の企業行動規範に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社の企業行動規範に従い、重要事項については必要により経営会議及び取締役会に報告し、決裁を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 子会社の損失の危険の管理に関する規程として、子会社の経営環境等に応じて、諸規程等を制定し、適切な運用を図る。

2) 当社のリスクマネジメントにおける審議は、子会社に関わる事項を含むものとする。また、子会社の投融資についても、当社の稟議決裁規程に基づき審議する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営環境等に応じて、当社の指定する規程類を制定し、実効性あるものとして運用されている状態を定着させるよう努める。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 子会社の経営環境等に応じて、当該会社の役員・従業員等に対して、法令及び企業行動規範の遵守を徹底させる。

2) 当社の内部監査室は、子会社に対して必要に応じてヒアリングを行う。

<運用状況の概要>

・子会社の取締役会には子会社の取締役に選任された当社の取締役が出席し、適宜意見を述べており、また、子会社において、重要事項を決定する場合は随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行っております。

・当社の内部監査室は、子会社に対して、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施し、業務の適正な運営・社内規程との整合性を監査するとともに、業務の改善・効率化の推進に努めております。

f. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

<体制>

- ・監査役を補助すべき使用人を監査役会事務局に置き、必要な人員を配置する。
- ・監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

<運用状況の概要>

・現在、監査役から職務を補助すべき使用人を監査役会事務局として置くことを求められておりませんが、総務人事部及び経理部のスタッフが必要に応じて監査役会をサポートしております。

g. 会社並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

<体制>

・監査役が重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、部署、子会社等の調査を通じて、取締役の職務の執行について、逐次チェックすることができる体制を整備する。

・内部監査室が監査役に対して、その監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有を図る。

・会社並びに子会社の役員及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

・前記報告を行ったことを理由に解雇、配転、差別等の不利益を与えることはない。

<運用状況の概要>

・監査役会監査計画に従って、監査役の経営会議等の重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、事業所等の往査等に対応しております。

・内部監査室は内部監査の結果を監査役に定期的に報告するとともに、不正行為・事故等の情報は担当部署から監査役に対して適宜報告・説明しております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<体制>

・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置する。

・会計監査人が監査実施状況の報告等を定期的に行う。

・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保する。

<運用状況の概要>

・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置しております。

・会計監査の適正を確保するため、会計監査人は監査実施状況の報告等を定期的に行っております。

・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保しております。

(2)リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、当社が取り組む危機管理対策の基本的事項を定める危機管理規程の下、リスク管理の実施に関し必要な事項を審議・決定する危機管理委員会を設置し対応しております。危機が発生した場合には、危機管理規程の定めに従い、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大の防止と損害を最小限に止めるように努めております。

また、危機管理の担当部署である総務人事部が、社員教育や社員のリスク管理に対する意識の喚起と啓蒙を行っております。同時に、社外にコンプライアンス目安箱を設置し、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止に努めております。

加えて、常設の委員会として、品質保証委員会、苦情処理委員会、社外有識者等により構成される企業倫理委員会を設置し、リスク管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、以下のような諸施策を実施しております。

・「企業行動規範」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを定めております。

・総務人事部を反社会的勢力対応の統括部門とし、不当要求防止責任者を設置しております。

・警察等関係機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の現状における株式分布状況から鑑みて、大規模買収が起こりうる可能性は極めて低いものであると考えております。しかしながら、万一、第三者による大規模買付に関する情報が提供された場合につきましては、当該行為に対する取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討した上で意見書を作成し公表いたします。

更に、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や株主の皆様に対する取締役会としての代替案の提示も行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献などの企業責任を果たす観点から、適時適正な情報開示による企業経営の透明性の充実、法令遵守と企業倫理向上を重要課題としております。そのため、当社グループの企業行動規範に「法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進める」ことを定め、株主・投資家の皆様に対する説明責任を継続的に果たすよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 基幹となる社内体制

当社は、取締役会において、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項を決定し、監査役会が経営全体の監査を行っております。また、代表取締役及び各部門の業務管掌取締役で構成される経営会議において、取締役会の決定事項などについて事前審議を行っております。こうした体制のもとで、適時開示が必要となる会社情報はすべて取締役会に付議されます。

なお、企業内部情報等を適正に管理するため、「内部者取引防止規程」を制定し、役職員に対し、情報管理の重要性を認識させ、内部情報の管理徹底を図っております。

(2) 開示対象となる情報と手続き

a. 決定事実に関する情報

重要な決定事実に関する情報につきましては、取締役会を開催し、決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。

b. 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報につきましては、適時、各業務部門の管理責任者から担当取締役を通して情報開示役員へ情報が集約され、当該役員が適時開示の検討を行い、適時開示が必要な情報は、取締役会において決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。

c. 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、経理部長が取りまとめ、情報開示担当役員に報告し、取締役会において決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。

